第明三治十二五種年郵三便月物三十一認可日

平成２３年（フ）第１７４号
青森市南佃１丁目16番30号　コーポ佃１号
債務者　木村美智代
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
東京都西多摩郡奥多摩町氷川816番地　西行建設株式会社内、住民票上の住所青森市大字金浜字伊吹58番地４
債務者　工藤　智博
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４５号
東京都稲城市東長沼2119番地の１かとみハイツ103
債務者　大久保眞由美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３２号
青森市栄町１丁目11番11号
債務者　南部ヰウ子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
静岡県湖西市岡崎19番地の１県営新所原団地５―202
債務者　伴　　素弘
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
北海道帯広市東３条南17丁目19番地１
債務者　太田　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
北海道帯広市西12条南31丁目５番地　ローデンハイム４―Ｂ
債務者　畑野　里志
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２４号
さいたま市南区内谷３丁目２番11号
破産者　有限会社庄栄ワークス
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２５号
さいたま市南区内谷３丁目２番11号
破産者　有限会社エス・ケイ・キャリーズ
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
千葉県八街市文違132番地94、住民票上の住所千葉市緑区おゆみ野南６丁目45番地１
破産者　前田　順子
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３５１号
千葉市中央区矢作町434番地２　フォレストN202号、開始決定時の住所千葉県印旛郡酒々井町伊篠152番地８
破産者　高田　　弘
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４９５号
千葉県八街市岡田279番地12
破産者　長谷川　昇
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５０５号
千葉県印旛郡酒々井町中川555番地
破産者　株式会社ふぁーすと・すてっぷ
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１７９号
千葉県富里市七栄776番地１　浅沼荘Ｅ―５
破産者　清野　代吉
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１７５１号
神戸市須磨区外浜町２丁目３番34号
破産者　大栄道路株式会社
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３５号
神戸市須磨区東白川台２丁目５番地の１
破産者　株式会社ベガ
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７０号
北海道苫小牧市字沼ノ端925―11
破産者　有限会社ケイエスキカイ
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３２号
長野県松本市高宮北８番12号
破産者　有限会社総合計画
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所